

平成 2 4 年

第 1 回市議会定例会 議案第 6 1 号

函館市消防手数料条例の一部改正について

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例

函館市消防手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「）および」を「），浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第 1 条の 3 で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）および」に，

「  
浮き屋根式  
特定屋外タ  
ンク貯蔵所  
」  
を  
「  
浮き屋根式  
特定屋外タ  
ンク貯蔵所  
および浮き  
蓋付特定屋  
外タンク貯  
蔵所  
」  
に改める。

附 則

この条例は，平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可等に関する事務について手数料を徴収することとするため